

障企自発0309第1号  
障障発0309第2号  
平成28年3月9日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長  
（公印省略）  
障害福祉課長  
（公印省略）

#### 定期報告制度の活用による施設利用者の安全・安心確保について

平素より、障害保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第6号）及び「定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件」（平成28年国土交通省告示第240号）が公布され、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度を見直し、平成28年6月以降にあつては、貴殿において所管する施設が報告対象として位置付けられることとなります。

つきましては、「建築基準法施行令の一部改正等の公布について」（平成28年1月22日国土交通省住宅局建築指導課長）が別添のとおり各都道府県建築主務部長宛に発出されておりますので、貴殿におかれましても、下記の内容をご了知の上、各地方公共団体の建築部局との連携を強化し、施設利用者の安全・安心を確保するための取組を推進することについて、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、よろしく願いいたします。

#### 記

##### 1. 定期報告制度の概要

- 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度です。

- ・ 具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられています（建築基準法第12条第1項）。
- ・ 制度の詳細については、別紙1を参照してください。

## 2. 報告対象となる施設

- ・ 報告対象となる施設の一覧は別紙2のとおりです。
- ・ ただし、別紙2に掲げる施設以外の施設であっても、記3に掲げる地方公共団体が対象として指定する場合があります。

## 3. 報告先となる地方公共団体

- ① 別紙3に示す市区町村に所在する建築物等の場合は、当該市区町村です。
- ② ①に該当しない場合は、建築物等が所在する都道府県です。

## 4. 対応すべき事項

- ・ 報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報提供を求められた場合には、台帳の開示等による協力を行うよう努めてください。
- ・ 報告対象となる施設の許認可や指導に際しては、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう、周知してください。
- ・ 平素より、記3に掲げる地方公共団体と情報交換等を図るための仕組みを整備し、必要に応じて、施設に対する指導等を協力して実施するよう努めてください。

## 5. お問い合わせ先

定期報告制度に関する対象施設の該当の有無等個別の内容や相談等については、報告対象となる施設の所在地の特定行政庁へお問い合わせください（別紙3をご参照ください）。なお、制度改正の趣旨についてのお問い合わせにつきましては、特定行政庁又は、国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室へお問い合わせください。

以上

- 建築基準法においては、①建築物、②建築設備（給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③昇降機、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁※へ報告することを定めている。

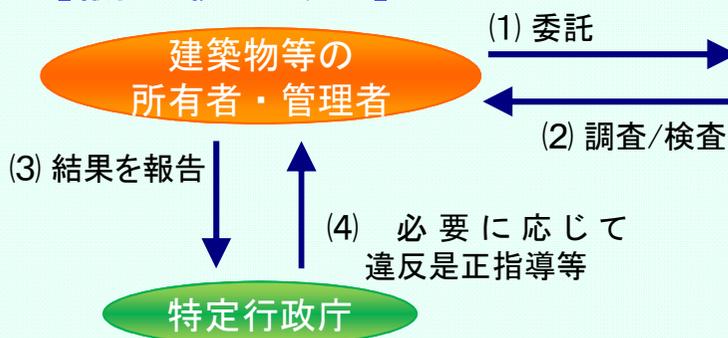
※ 建築主事を置いている地方公共団体の長のこと。

改正前

【報告対象の建築物等】

- ・ 特定行政庁が指定する
  - ①建築物、
  - ②建築設備、
  - ③昇降機

【報告手続きの流れ】



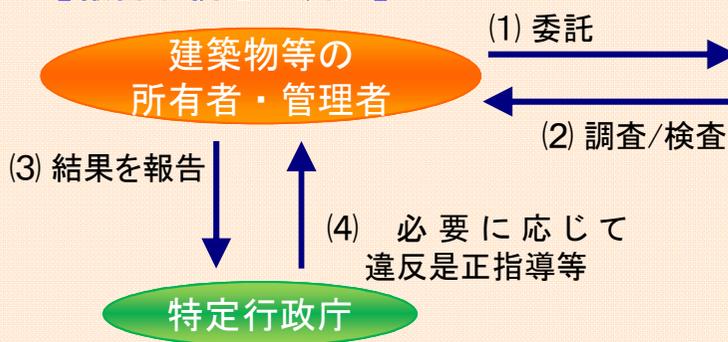
- 専門技術を有する資格者
  - ・ 一級建築士
  - ・ 二級建築士
  - ・ 法定講習の修了者  
(特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者)

(平成28年6月1日)  
改正後

【報告対象の建築物等】

- ・ 国が政令で指定する
  - ①建築物、②建築設備、③昇降機、④防火設備
- ・ 特定行政庁が指定する
  - ①建築物、②建築設備、
  - ③昇降機、④防火設備

【報告手続きの流れ】



- 専門技術を有する資格者
  - ・ 一級建築士
  - ・ 二級建築士
  - ・ 法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者  
(特定建築物調査員・昇降機等検査員・建築設備検査員・防火設備検査員)

※ 赤字・下線部分が改正箇所

※ 建築設備については、政令では指定しない。

A. 建築物※1

対象用途	対象用途の位置・規模※2(いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設※3	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの※4 ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。  
 ※3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練は又就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)  
 ※4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

B. 昇降機

対 象	例 外
○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	・ ホームエレベーター(住戸内のみを昇降するもの) ・ 工場等に設置されている専用エレベーター

C. 防火設備

(防火扉、防火シャッター)

対 象	例 外
○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※5の防火設備	・ 常時閉鎖式※4の防火設備 ・ 外壁開口部の防火設備 ・ 防火ダンパー

※4 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの  
 ※5 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

定期報告の報告先となる地方公共団体

平成 27 年 4 月 1 日現在

都 道 府 県	市 町 村
北海道	札幌 函館 旭川 小樽 室蘭 釧路 帯広 北見 苫小牧 江別
青 森	青森 弘前 八戸
岩 手	盛岡
宮 城	仙台 石巻 塩竈 大崎
秋 田	秋田 横手
山 形	山形
福 島	福島 郡山 いわき
茨 城	水戸 日立 土浦 高萩 北茨城 取手 つくば ひたちなか 古河
栃 木	宇都宮 足利 小山 栃木 鹿沼 佐野 那須塩原 日光 大田原
群 馬	前橋 高崎 桐生 伊勢崎 太田 館林
埼 玉	川越 川口 所沢 越谷 さいたま 春日部 上尾 草加 狭山 新座 熊谷 久喜
千 葉	千葉 市川 船橋 松戸 柏 市原 佐倉 八千代 我孫子 浦安 木更津 習志野
東 京	八王子 町田 立川 武蔵野 三鷹 府中 調布 日野 国分寺 特別区 (23) ※ ※敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物がある場合は東京都
神奈川	横浜 川崎 横須賀 平塚 藤沢 相模原 鎌倉 小田原 茅ヶ崎 秦野 厚木 大和
新 潟	新潟 長岡 三条 柏崎 新発田 上越
富 山	富山 高岡
石 川	金沢 七尾 小松 白山 野々市
福 井	福井
山 梨	甲府
長 野	長野 松本 上田

岐 阜	岐阜 大垣 各務原
静 岡	静岡 浜松 沼津 富士宮 焼津 富士
愛 知	名古屋 豊橋 岡崎 一宮 春日井 豊田
三 重	四日市 津 鈴鹿 松坂 桑名
滋 賀	大津 彦根 長浜 近江八幡 東近江 草津 守山
京 都	京都 宇治
大 阪	大阪 堺 豊中 吹田 高槻 枚方 茨木 八尾 東大阪 岸和田 守口 寝屋川 箕面 門真 池田 和泉 羽曳野
兵 庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 加古川 芦屋 伊丹 宝塚 高砂 川西 三田
奈 良	奈良 橿原 生駒
和歌山	和歌山
鳥 取	鳥取 米子 倉吉
島 根	松江 出雲
岡 山	岡山 倉敷 津山 玉野 笠岡 総社 新見
広 島	広島 福山 呉 東広島 三原 尾道 廿日市
山 口	下関 宇部 山口 萩 週南 防府
徳 島	徳島
香 川	高松
愛 媛	松山 今治 新居浜 西条
高 知	高知
福 岡	北九州 福岡 久留米 大牟田
佐 賀	佐賀
長 崎	長崎 佐世保
熊 本	熊本 八代 天草
大 分	大分 別府 中津 日田 佐伯 宇佐
宮 崎	宮崎 都城 延岡 日向

鹿児島	鹿児島
沖縄	那覇 うるま 宜野湾 浦添 沖縄